

公益社団法人日本左官会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本左官会議(英語表記では、The Sakan Plastering Council of Japan)と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置きます。

- 2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができます。これを変更または廃止する場合も同様とします。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、太古から未来へと永続する土とともに生きる思想、そして高度で確かな左官技能を広め、そのことをもってわが国の建築文化及び職人文化の発展に寄与し、人々の健康で楽しく自由な住環境・生活環境の整備に貢献し、この国の風景を、各地方風土にふさわしく、人と自然がともにつくりあげる美しい風景へと改善していくことに貢献し、また建築・土木の分野において、環境に負荷を与えず自然と共生する柔軟で合理的な発想に基づく技術を、伝統に学びつつも新しく創出していくことを目的とします。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業をおこないます。

- ① 左官を広く知ってもらうための広報・啓蒙
 - ② 左官職人や研究者を対象とした研修および研究発表会の実施
 - ③ 建築関連法案、政策、課題の研究と提言、提案
 - ④ 伝統的建築物の修復、保全および伝統的な左官技術を使った建築物の提案並びにそれらのための技術、材料の研究開発
 - ⑤ 土と左官に関する国際交流
- 2 すべての事業を、日本国内全域及び事業によっては海外において、おこないます。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の各種会員によって構成され、このうちの正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とします。

- ① 正会員 この法人の目的と事業に賛同し、高い技術を有する現役の左官職人個人と他業

種の左官支援者の個人で、理事会において認められた者

- ② 顧問会員 高い技能をもって長年左官職人の模範となってこられた職人個人及び他業種の左官支援者個人で、理事会において認められた者
 - ③ 名誉会員 長年左官界に貢献した個人で、理事会において認められた者
 - ④ 準会員 この法人の目的と事業に賛同する左官職人個人
 - ⑤ 支援会員 左官を支援したいと考える個人
 - ⑥ 賛助会員 この法人の目的と事業に賛同し支援する左官の事業所、法人、団体及び材料メーカー、工務店、建材店、出版社などの法人、団体または個人で、理事会において認められた者
- 2 準会員と支援会員が正会員を希望する場合は、理事会において審査し、その可否を決定し、これを本人に通知することとします。
 - 3 会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める会員に関する規程によります。

(入社)

- 第6条** 社員（正会員）として入社しようとする者は、入社申込書と必要な書類を日本左官会議議長（法律上は、代表理事）に提出して、入社申し込みをおこなうものとします。
- 2 入社は、別に定める会員に関する規程により、理事会において審査し、その可否を決定し、これを本人に通知することとします。

(入会金及び会費)

- 第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、会員に関する規程で定める額を支払う義務を負います。

(任意退社)

- 第8条** 社員は、退社申込書を日本左官会議議長に提出し、任意にいつでも退社することができます。

(除名)

- 第9条** 社員が、次のいずれかに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができます。
- ① この定款その他の規則に違反したとき
 - ② この法人の名誉を毀損しまたは目的に反する行為をしたとき
 - ③ その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規程により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければなりません。
 - 3 日本左官会議議長は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければなりません。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- ① 会費の納入を 2 年以上おこなわなかったとき
- ② 総社員が同意したとき
- ③ 当該社員が死亡したとき

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員（正会員）をもって構成します。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議します。

- ① 社員の除名
 - ② 理事及び監事（以下、役員という）の選任及び解任
 - ③ 役員の報酬等の額、並びに支給基準
 - ④ 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
 - ⑤ 定款の変更
 - ⑥ 事業の全部の譲渡
 - ⑦ 解散及び残余財産の帰属の決定
 - ⑧ その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 前項の決議以外に社員総会では、事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に関して理事会から報告を受けます。

(開催)

第 13 条 社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催します。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき日本左官会議議長が招集します。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、日本左官会議議長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

(社員総会の議長)

第 15 条 社員総会の議長は、日本左官会議議長（代表理事）とします。

- 2 日本左官会議議長が欠けたとき、また事故あるときは、業務執行理事のうちから理事会が選定した役員が社員総会の議長を務めます。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員（正会員）1名につき1個とします。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもっておこないます。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこないます。

- ① 社員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければなりません。

4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面（電磁的記録を含む）を日本左官会議議長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができます。この場合においては、第1項及び第2項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなします。

5 理事会において、社員総会に出席しない社員が書面（電磁的記録を含む）で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができます。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第2項までの出席した社員の議決権の数に算入します。

(決議の省略)

第18条 理事または社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成します。

2 社員総会の議長は、前項の議事録に記名押印します。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置きます。前条の社員総会の決議の省略の意思表示を記録した書面についても同様とします。

第5章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置きます。

- ① 理事 10 名以上 15 名以内
- ② 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を日本左官会議議長（英語表記では、Chairman）とし、2 名を副議長（英語表記では、Vice-Chairman）とします。また、1 名を総務理事（英語表記では、Managing Director）、1 名を事務局長（英語表記では、Secretary-General）とします。
- 3 前項の日本左官会議議長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副議長、総務理事、事務局長の 4 名をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とします。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者または 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであることとします。監事についても、同様とします。

（役員を選任）

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任します。

- 2 日本左官会議議長、副議長、総務理事、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定します。
- 3 監事は、この法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができません。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行します。

- 2 日本左官会議議長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表して、その職務を執行します。
- 3 副議長、総務理事、事務局長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行します。
- 4 日本左官会議議長、副議長、総務理事、事務局長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成します。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができます。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならず、その場合において、必要と認めるときは、理事会の招集を請求することができます。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとします。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとします。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期満了の時までとします。増員によって選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とします。
- 4 理事または監事については、再任を妨げません。
- 5 理事または監事が第 20 条に定めた定数に足りなくなるとき、または欠けたときは、任期の満了または辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有します。

(役員解任)

第 25 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができます。

(役員報酬等)

第 26 条 役員報酬は日当とします。

- 2 報酬の区分や金額の算定方法、支給の方法が明らかになるように、社員総会の決議で定めるものとします。
- 3 役員諸費用は、金額の算定方法、支払いの方法が明らかになるよう理事会で定めて公表し、その定めに従って弁償します。

(損害賠償責任の免除)

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができます。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 28 条 この法人には、理事会を設置します。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成するものとします。

(理事会の職務と権限)

第 29 条 理事会の職務と権限は以下のとおりです。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 日本左官会議議長、副議長、総務理事、事務局長の選定及び解職
- ④ その他理事会決議を要するものとして法定されている事項

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は日本左官会議議長（代表理事）が招集します。

- 2 日本左官会議議長が欠けたとき、また事故があるときは、副議長、総務理事、事務局長のうちから理事会が選定した者が招集することとします。
- 3 ただし理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は上記の招集の手続きを経ることなく開催することができます。
- 4 監事から理事会招集の請求があった場合は、日本左官会議議長は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなくてはなりません。
- 5 理事会の開催方法として、電話会議やテレビ会議のように各理事の音声即時に伝わる方法で相互に十分な議論をおこなえる場合は、理事会開催地が物理的に同一の場所である必要はないものとします。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、日本左官会議議長（代表理事）とします。

- 2 日本左官会議議長が欠けたとき、また事故あるときは、副議長、総務理事、事務局長のうちから理事会の議長を選任するものとします。

(理事会の決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除いた理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなうものとします。

(理事会の決議の省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなします。ただし、監事がこの提案に異議を述べたときは、無効とします。

(理事会に対する報告の省略)

- 3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを必要としません。
- 4 前項の規定は、第 2 2 条第 4 項に規定する報告については適用しません。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成します。

- 2 出席した日本左官会議議長（代表理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印します。
ただし、日本左官会議議長（代表理事）の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第 3 条において準用する商業登記規則第 6 1 条第 4 項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印します。
- 3 理事会の議事録は、この法人の主たる事務所に 1 0 年間備え置かなければなりません。
前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記録した書面についても同様とします。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わるものとします。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに議長が作成し、理事会の承認を受けなければなりません。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとします。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、日本左官会議議長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第①号及び第②号の書類についてはその内容を報告し、第③号から第⑥号までの書類については承認を受けなければなりません。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の付属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 正味財産増減計算書
- ⑤ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- ⑥ 財産目録

- 2 第 1 項の規定により報告または承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとします。

- ① 監査報告
- ② 役員の名簿

- ③ 役員の報酬等の支払い基準を記載した書類
 - ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款及び社員（正会員）名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとします。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、役員名簿及び社員（正会員）名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとします。
 - 5 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければなりません。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 37 条 日本左官会議議長（代表理事）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第④号に規定する書類に記載するものとします。

（基金）

第 38 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができます。

- 2 この法人の基金の募集及び割当、払い込み等の手続きに関しては、理事会の決議を必要とします。
- 3 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しません。
- 4 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとします。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 41 条の規定はこれを変更することができません。

（解散）

第 40 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散します。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第 41 条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）においては、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国も

しくは地方公共団体に贈与するものとします。

(剰余金の処分制限)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできません。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとします。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告による方法によりおこないます。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 45 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法律で別段の定めがある場合を除き、日本左官会議議長がおこないます。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定めます。

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、日本左官会議議長が定めます。

附 則 (平成 29 年 5 月 13 日改正)

この定款は、行政庁の認定を受けた日から施行します。

定款変更履歴

定款認証 平成 24 年 6 月 21 日

法人成立 平成 24 年 6 月 21 日

変更 平成 25 年 4 月 21 日

変更 平成 27 年 5 月 1 日

変更 平成 29 年 5 月 13 日